

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2003-519389(P2003-519389A)

【公表日】平成15年6月17日(2003.6.17)

【出願番号】特願2001-550349(P2001-550349)

【国際特許分類第7版】

G 0 1 N 1/10

C 1 2 M 1/26

【F I】

G 0 1 N 1/10 V

C 1 2 M 1/26

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月8日(2005.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遠位開口部を有し、その中に液体を吸収させる吸収部材を収容するのに適した絞り出し器と、

上記絞り出し器のポートを含み、吸収部材が上記絞り出し器の中へ入った際に吸収部材を圧縮し、吸収部材から少なくとも一部の液体を搾り出す圧縮手段と、

上記絞り出し器に接続し、吸収部材から搾り出された一部の液体を採取する採取手段であって、上記絞り出し器の遠位開口部と連通した試料溜めを有するプラットフォームを含む採取手段とを有してなる、液状検体採取装置。

【請求項2】

上記絞り出し器が、吸収部材から上記試料溜めへと搾り出される液体の流れを促進するために上記プラットフォームに対して傾斜している、請求項1に記載の液状検体採取装置。

【請求項3】

上記試料溜めが第1ポートと第2ポートとを有する、請求項1に記載の液状検体採取装置。

【請求項4】

上記第1ポートおよび第2ポートがそれぞれ試験ポートと確認ポートである、請求項3に記載の液状検体採取装置。

【請求項5】

上記プラットフォームが上記試験ポートと連通した横型テストストリップおよび該横型テストストリップの少なくとも一部が見える窓を有する、請求項4に記載の液状検体採取装置。

【請求項6】

上記採取手段が上記プラットフォームから垂下し、かつ、上記確認ポートと連通した確認容器をさらに有する、請求項4に記載の液状検体採取装置。

【請求項7】

上記採取手段が、横型テストストリップおよび確認容器を有し、吸収部材から搾り出された一部の液体をそれぞれ試験および確認するための処理手段を有する、請求項1に記載

の液状検体採取装置。

【請求項 8】

液体が搾り出されて上記採取手段に採取された際にその一部の液体を分割する手段をさらに有する、請求項 1 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 9】

上記絞り出し器が、吸收部材から上記試料溜めへと向かう一部の液体の流れを促進するために上記プラットフォームに対して傾斜している、請求項 8 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 10】

上記試料溜めが第 1 ポートと第 2 ポートとを有する、請求項 8 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 11】

上記分割手段が、上記プラットフォームに対して実質的に垂直に上記絞り出し器の遠位開口部へと延び、上記第 1 ポートと上記第 2 ポートの間に配置された隔壁を有する、請求項 10 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 12】

上記第 1 ポートおよび第 2 ポートがそれぞれ試験ポートと確認ポートである、請求項 10 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 13】

上記プラットフォームが上記試験ポートと連通した横型テストトリップと、該横型テストトリップの少なくとも一部が見える窓とを有する、請求項 12 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 14】

上記採取手段が上記プラットフォームから垂下し、かつ、上記確認ポートと連通した確認容器をさらに有する、請求項 12 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 15】

液状検体を吸収し得る吸收部材をさらに有する、請求項 1 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 16】

上記吸收部材が唾液サンプルを吸収し得る、請求項 15 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 17】

上記吸收部材と接続し、上記絞り出し器への吸收部材の通過を制御するためのつなぎ手段をさらに有する、請求項 15 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 18】

上記絞り出し器が、吸收部材の挿入を容易にするスロット手段と、上記絞り出し器へのつなぎ手段とをさらに有する、請求項 15 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 19】

上記スロット手段は細い末端を有し、上記つなぎ手段を上記絞り出し器へ固定し、かつ、吸收部材を圧縮位置に保持する手段をさらに有する、請求項 18 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 20】

上記スロット手段が、実質的に吸收部材の圧縮しない状態での通過に合った大きさの遠位端入口と、上記つなぎ手段の通過に合った大きさの、上記遠位端入口と連絡した縦方向のスロットとを有する、請求項 19 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 21】

上記圧縮手段が手で搾れる上記絞り出し器の壁をさらに有する、請求項 1 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 22】

上記圧縮手段が円錐形の上記絞り出し器をさらに有する、請求項 1 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 23】

液体検体を吸収し得る吸収部材と、

遠位開口部を有し、上記吸収部材を収容するのに適した絞り出し器と、

上記絞り出し器のポートを含み、上記吸収部材が上記絞り出し器の中へ入った際に上記吸収部材を圧縮し、上記吸収部材によって吸収された少なくとも一部の液体検体を搾り出す圧縮手段と、

上記絞り出し器に接続し、上記吸収部材から搾り出された液状検体部分を採取する採取手段であって、上記絞り出し器の遠位開口部と連通した試料溜めを有するプラットフォームを含む採取手段とを有してなる、唾液検体採取装置。

【請求項 2_4】

上記吸収部材が唾液を吸収し得る、請求項 2_3 に記載の唾液検体採取装置。

【請求項 2_5】

上記絞り出し器がその近位端に開口部を有し、かつ、その開口部を通って上記吸収部材に接続し、上記吸収部材を絞り出し器方向へ手で引っ張れるようにするつなぎ手段をさらに有する、請求項 2_3 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 2_6】

上記絞り出し器から搾り出され、上記採取手段で採取された一部の液体を分割する分割手段をさらに有する、請求項 2_3 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 2_7】

上記絞り出し器が、上記吸収部材から上記試料溜めへと向かう一部の液体の流れを促進するために上記プラットフォームに対して傾斜している、請求項 2_3 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 2_8】

上記試料溜めが第 1 ポートと第 2 ポートとを有する、請求項 2_3 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 2_9】

上記分割手段が、上記プラットフォームに対して実質的に垂直に上記絞り出し器の遠位開口部へと延び、上記第 1 ポートと第 2 ポートの間に配置された隔壁を有する、請求項 2_8 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 3_0】

上記第 1 ポートおよび第 2 ポートがそれぞれ試験ポートと確認ポートである、請求項 2_8 に記載の液状検体採取装置。

【請求項 3_1】

所望の液滴数の液体サンプルを得る方法であって、

綱に取りつけた吸収部材を準備し、

開口した遠位端、実質的に閉じている近位端、およびポートを規定する内面を有する絞り出し器を準備し、

液体サンプルを上記吸収部材に当ててその液体サンプルを吸収させ、

上記綱を引っ張ることで上記ポート内へ上記吸収部材を引き入れ、上記絞り出し器の内面により上記吸収部材を圧縮させて第 1 液滴を上記吸収部材から搾り出すことで、上記吸収部材から液体サンプルの第 1 液滴を得、

その第 1 液滴を上記絞り出し器から採取領域へ送ることで液体サンプルの第 1 液滴を採取し、さらに

所望の液滴数が得られるまで上記吸収部材をさらに上記ポート内へ継続して引き入れて液滴を上記採取領域へ送って採取することで、さらなる液滴数の液体サンプルを採取する工程を有してなる、液状検体採取方法。

【請求項 3_2】

上記絞り出し器を準備する工程が、実質的に円錐形の横断面を有する上記絞り出し器を準備することを含む、請求項 3_1 に記載の液状検体採取方法。

【請求項 3_3】

上記液体サンプルを吸収させる工程が、上記吸収部材を患者の口へ入れ、その吸収部材

に口から唾液を吸収させることを含む、請求項31に記載の液状検体採取方法。

【請求項34】

液滴を個別に処理することをさらに含む、請求項31に記載の液状検体採取方法。

【請求項35】

上記個別に処理する工程が、第1液滴を試験のために横型テストトリップへ導き、その後2回目の処理のために容器内に次の液滴を貯めておくことを含む、請求項34に記載の液状検体採取方法。